

平成27年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成27年3月10日

散 会 平成27年3月10日

仁 木 町 議 会

平成27年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

◆日 時 平成27年3月10日（火曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）
日程第7 議案第2号 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第3号 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第4号 財産取得の契約締結について
日程第10 執行方針 平成27年度仁木町町政執行方針
平成27年度仁木町教育行政執行方針

平成27年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成27年3月10日 午前 9時30分
散 会 平成27年3月10日 午後 2時18分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂
4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農業委員会事務局長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選挙管理委員会書記長	(林 典 克)
住 民 課 長	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

開 会 午前 9時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成27年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村君及び8番・横関君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る3月2日、月曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、議案26件、同意1件、発委1件、意見書4件の合計32件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4人から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに、定例会1日目。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第8・補正予算につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第9の財産取得につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第10・執行方針、平成27年度仁木町町政執行方針、平成27年度仁木町教育行政執行方針でございます。1日目はここまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目。日程第11・一般質問につきましては、通告順に従って、野崎議員1件、嶋田議員2件、上村議員1件、住吉議員1件の順でございます。日程第12から第15・平成27年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、平成27年度各会計予算特別委員会。委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第16の条例制定及び日程第17の条例改正、

並びに日程第18から第26の指定管理者につきましては、予算に関連する議案のため、それぞれ平成27年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

平成27年度各会計予算特別委員会の日程について、申し上げます。1日目・3月11日は、正副委員長の互選を行います。2日目・3月12日は、付託議案の説明を行います。3日目・3月16日、4日目・3月17日、5日目・3月18日は、付託議案の質疑を行います。6日目・3月19日は、付託議案の質疑及び討論・採決を行います。日程第27から第28・条例制定につきましては、2件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第29から第31の条例改正、日程第32の協定変更、日程第33の規約変更につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。2日目はここまでとし、散会といたします。

続いて、定例会3日目。日程第34・条例改正につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第35・同意につきましては、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第36から第39・意見書につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第40・委員会の閉会中の継続審査、日程第41・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。平成27年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日、3月10日火曜日。会期は、開会が3月10日火曜日、閉会が3月26日木曜日の、17日間といたします。なお、3月12日から22日まで休会といたします。

最後に、その他事項として、明日3月11日水曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容は、お手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月10日から3月26日までの、17日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月10日から3月26日までの、17日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月12日から22日までの計11日間、休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月12日から22日までの計11日間、休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。

監査委員から平成26年度第11回及び第12回の例月出納検査報告書、並びに平成26年度第2回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりであります。定例監査報告については後程、この諸般の報告の中で、中西代表監査委員からその監査結果について報告いただくことになっております。

続いて、平成27年第1回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、配布しております。

2月7日には、本町議会で初めての議会報告会を開催いたしました。当日は、50名を超える多くの皆様にご出席をいただき、平成26年の議会活動を中心に報告をいたしました。参加された皆様からは、様々なご意見やご質問をいただきましたが、当日、実施したアンケートでは、報告会の感想として「良かった」との回答を多く寄せられ、半数以上の方から「継続して開催してほしい」という回答をいただきました。今後も町民に開かれた議会を目指し、議員一丸となって邁進してまいります。

2月19日には、後志町村議会議長会の定期総会が洞爺湖町で開催され、出席をまいりました。定期総会では、平成27年度の事業計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として、「高速交通ネットワークの早期整備」を要望することで、決定をまいりました。定期総会の後には、後志総合振興局長 宮川秀明氏から、「人口減少問題について」と題して、我が国の人口減少問題の現状と50年後を見据えた中長期展望「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」今後5年間の政策目標であります、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての講話を拝聴をまいりました。

続いて、広域連合議会の開催状況について、報告いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が2月9日に開催され、私と横関副議長が出席をまいりました。後志広域連合議会は、2月26日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書の提出があります。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出してありますので、後程ご高覧いただきたいと思います。

また、議長の活動報告には記載していませんが、本町議会で発行しております「議会だより にき」が、この度、第29回町村議会広報全国コンクールにおいて、入選を果たしました。町民に親しまれる紙面づくりを心がけ、より良い広報紙づくりに向けて、調査・研究を重ねてきた成果が、今回の受賞へとつながったものと確信しているところであり、議会としても大変光栄なことであります。編集作業にあたられている住吉議会広報編集特別委員会委員長をはじめ、嶋田副委員長、大野委員、上村委員、この度の受賞、誠にありがとうございます。

それでは、中西代表監査委員から、平成26年度第2回定例監査の結果について、ご報告いただきます。

○代表監査委員（中西 勇）議長。

○議長（山下敏二）中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）皆さん、改めましておはようございます。それでは、平成26年度第2回定例監査結果について、報告いたします。

この監査報告書につきましては、平成27年2月18日に関係機関に報告書を提出いたしております。諸般の報告の次、9ページからまいります。第1でございます。監査の概要であります。まず1番目として、監査の実施日でございます。平成27年2月9日月曜日、10日火曜日の2日間実施しております。

2番目として、監査の対象でございます。(1)として、施設修繕の実施状況について。これにつきましては、1件あたり10万円以上のものを対象といたしております。次に、(2)でございます。町単独事業の執行状況についてでございます。次、3番目でございます。監査の方法につきましては、従前どおりでございます。報告書の9ページに記載されておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。続きまして、4番目でございます。監査結果の区分ということでございまして、これも従前どおりでございまして、区分につきましては、指摘事項、指導事項、検討事項に、それぞれ分けてございます。

次に、10ページでございます。第2といたしまして、監査の内容でございます。まず1番目として、施設修繕の実施状況について、先程も申し上げましたが、1件あたり10万円以上のものがございますが、まず(1)として、施設修繕の状況についてでございます。内容につきましては、諸般の報告に付いております資料に記載されておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。次に(2)でございます。施設修繕の取扱いについても同様、報告書に記載をいたしておりますので、後程ご高覧を賜りたいと思います。次に、(3)番目として、施設の管理状況でございます。これにつきましても、10ページに記載をされているところでございますので、後程ご高覧を賜りたいと思います。

次、11ページでございます。2といたしまして、町単独補助金の執行状況についてでございます。(1)で補助金の概要、それから(2)で、12ページにまいりますけれども、各所管課補助金の交付状況についてでございます。それから(3)番目でございます。補助金監査の着眼点ということで、どこに着眼点を置いて監査をしたかということに記載させていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

最後になりますが、13ページでございます。第3、監査の結果でございます。指摘、指導、検討事項ということで3区分にいたしております。

まず(1)に、施設修繕の実施状況についてでございます。この中では、指摘事項に該当するものはございませんでした。次に、指導事項でございます。1点でございます。修繕事由の発生から支払いに至るまでの期間において、決裁年月日等に矛盾が生じているものがあります。決裁権者不在等の理由が考えられるわけでございますが、仁木町事務決裁規程により、適正に処理をする必要があると存じます。次に、検討事項でございます。2点でございます。まず、1点目でございます。指定管理者施設の修繕にあたっては、町と指定管理者の負担区分が明確でないために、老朽化に伴う修繕と見られるものまで、指定管理者が負担しているものがございます。改めて精査を行い、指定管理者施設の修繕の基準を定めるとともに、修繕区分を全町内施設統一する必要があるのではないかと存じます。次、2点目でございます。指定管理者が行う修繕は仁木町財務規則の適用外とされておりますが、効率的な財政運営や公平性の観点から、仁木町財

務規則に準じ、適切に処理を行う必要があるのではないかと存じます。

(2)でございます。町単独補助金の執行状況についてでございます。これにつきましては、指摘事項はございませんでした。次に、指導事項でございます、1点でございます。補助金の交付申請にあたっては、仁木町補助規則や補助金等の交付要綱、要領に基づき、適切に処理されなければならないわけですが、様式番号の誤りや収受印漏れなどが見受けられます。申請書類の審査にあたっては、十分に留意をしていただきたいと存じます。次に、検討事項でございます、1点でございます。町単独補助金は、地域の特性や交付団体の諸事情など、創設の背景に様々な理由があることから、困難な状況も考えられるわけですが、補助交付の目的や効果を検証し、当初の目的を果たした事業については、見直す必要もあると考えられます。本町の財政状況は、依然厳しい状況にあるため、効率的な財政運営を図るためにも、限られた財源の有効活用を図る必要があるのではないかと存じます。以上を申し上げまして、平成26年度第2回定例監査の報告といたします。

○議長（山下敏二）中西代表監査委員並びに宮本監査委員、何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦勞様でした。佐藤町長には、只今の監査報告における指導、検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを、議長としても求めておきます。

さて、本定例会には、平成27年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には、条例制定、指定管理者の指定などが上程されております。議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれだけの行政サービスを行うかを定めるものであります。議員各位に、本定例会の活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成27年第1回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日ここに、平成27年第1回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、高木教育委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて先日、3月2日付の北海道新聞朝刊1面に、本町の銀山地区で行われております除雪活動の記事が大きく掲載されておりました。昨年、国土交通省事業の採択を受けました雪処理の担い手の確保・育成のための「克雪体制支援調査事業」が銀山地区をモデル地区といたしまして、地域の皆様方のご協力をいただきながら、事業を進めてまいりました。今年は、銀山の地域住民によります銀山地域づくり研究会が主

体となり、小樽商科大学の学生の皆さんとともに除雪活動を通じて、地域が抱える様々な課題について、お互いに意見を交わすことにより、新たなヒントを生み出す機会につながったのではないかというふうに考えております。そして先月、町内会連絡協議会主催で開催されました町づくり懇談会では、私が「これからの町づくり」という題目で、国が推進する地方創生の内容について、説明させていただきました。その中で、本町にとりましても地方版総合戦略を今後策定する上で重要なのは、地域が自立につながるよう自ら考え、責任を持って戦略を構築することであるというふうに申し上げました。「産・官・学・金・労・言」という様々な要素を取入れ、それに加え地域住民が町づくりに直接かかわることで町の問題点や改善点が浮き彫りになり、そのために何をしなければならないかを皆で知恵を出し合うことで責任が生まれ、町に対して強い思いが芽生えてくるのだというふうに思います。今回、銀山地域づくり研究会が行いました、大学生との共同活動は、「学」という部分を取り入れた画期的な活動の一つでありますし、何よりも住民が地域のことについて、自ら考え行動することにつながったと思いますので、今後におきましても、行政としてこのような活動には支援するほか、その他の地域でも住民参加型の町づくりが実践していただけるような支援体制を、整備してまいる所存であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案26件、同意1件、計27件の議案を提出しております。平成27年度予算案等のご審議をいただくにあたり、私の方から町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆様のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成27年第1回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、仁木町役場庁舎等複合施設のグランドマスターキーの紛失について、申し上げます。グランドマスターキーにつきましては、役場庁舎等のすべての扉の錠を開閉できるものでありまして、総務課事務室内の書類用ロッカーで保管しておりました。また、グランドマスターキーの使用につきましては、使用したい職員が担当係員、総務課管財係に申し出の上、貸出しをしております。本年2月17日に、担当係員が庁舎内で使用するため、錠を持ち出そうとしたときに、グランドマスターキーがないことに気づき、各課にグランドマスターキーの返却を周知しましたが、返却されなかったため、同月23日に仁木駐在所を経由し、余市警察署へ錠紛失の被害届を提出しております。同日に、余市警察署生活安全課の刑事2名と仁木駐在所所長の3名で、総務課事務室内の実況見分と関係職員の指紋採取が行われました。今回の件につきましては、担当係員に無断でグランドマスターキーをキーホルダーから外し、錠のみを持ち出した可能性があり、意図的で悪質かつ犯罪性があると思われませんが、錠の保管ロッカーを施錠しないままで管理をしていたことの認識の甘さが、グランドマスターキーの紛失を引き起こした原因であると考えておりまして、庁舎、町民センター及び保健センターの外部扉のシリンダー錠12個の交換と錠の保管ロッカーの施錠を常時行うことといたしました。今後におきましては、二度とこのようなことが起きないように、施設の管理を徹底してまいります。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。政府が地方創生の総合戦略を昨年末に閣議決定したことを受け、市町村では地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を、平成27年度中に策定するよう努めなければならないこととされております。人口の現状と将来展望を提示する「人口ビジョン」

を策定するとともに、今後5か年の総合戦略を策定することとなっております。策定にあたっては、各市町村の自主性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要視されることから、本町におきましても、関係機関・団体、多くの町民の皆様のご意見をいただきながら、自ら取り組んでいく所存であります。また、国は戦略策定前に前倒しして、平成26年度補正予算において、地域住民生活等緊急支援のための交付金を、「地方創生先行型」と「地域消費喚起・生活支援型」に分けて、各自治体に交付することとしております。交付にあたっては、人口や財政力などを基に割り当てられますが、「地方創生先行型」交付金は、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に要する経費に加えて、戦略策定前に前倒しでUターン支援、地域の雇用創出、地元製品の販路開拓などの事業を進める場合に充当されることとなっており、先行型の具体的施策は3月に自治体の実施計画を提出し、事業の効果などを踏まえて国が審査し、交付の可否を決めることとなっております。国の審査では、地方の自立につながるかどうか、地方版総合戦略の策定状況を重視するものであり、本町の地方創生先行型交付金の基礎限度配分額は、2921万7000円であります。一方、「地域消費喚起・生活支援型」交付金は、景気対策としてプレミアム付商品券発行や地場製品の消費拡大推進などに充てられ、同交付金事業も先行型交付金と同様、国の審査を経て交付が決定されることとなっております。本町の「地域消費喚起・生活支援型」交付金の限度額は、1068万2000円あります。これらの交付金事業につきましては、現在、国に対し実施計画を提出しているところではありますが、交付決定された後は今定例会に補正予算として追加計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、JR北海道本社訪問について、申し上げます。現在、無人駅となっているJR仁木駅の有効活用について相談するため、2月16日に私は、札幌市内にあるJR北海道本社を訪問いたしました。本町においては、少子高齢化が一段と進んでおりますが、子どもたちの居場所や高齢者が集う場所として、町の中心部に位置する無人の駅舎を改修し、交流スペースを確保したいと考え、JR所有の駅舎を譲り受けることが可能かどうか相談してまいりました。昨年8月から10月にかけて仁木町商工会が実施主体として行った事業で、仁木駅に人員を配置し、来町者を対象としたアンケート調査の結果から、駅に人がいることで町の情報や果物の旬の情報を得ることができたとの感想がありました。また、10月4日に開催した仁木駅カフェでは、町づくり懇談会を実施し、無人駅の活用を考える機会となったところであります。JR北海道本社の担当者からは、譲渡に向けての条件整理など前向きに検討していく旨の回答をいただきましたので、今後におきまして仁木駅の譲渡について、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、第6期後志広域連合介護保険事業計画について、申し上げます。後志広域連合では介護保険法に基づき、新たに平成27年度から平成29年度までを計画期間とする、第6期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画は、地域包括ケアシステムの実現を図るため、第5期介護保険事業計画の基本目標であります、地域包括ケアの推進、介護予防事業の推進、介護保険事業の円滑な運営を踏襲する内容となっております。本計画の中で介護保険料につきましては、構成町村の介護保険料を統一するよう厚生労働省等からの指導や、第5期（平成24年度～平成26年度）保険料設定にあたっての経過緩和措置、並びにこれまでの後志広域連合議会での議論などの経緯を踏まえて、介護保険事業計画策定委員会、幹事会及び連合会議で協議を重ねてまいりました。その結果、第6期から統一保険料を設定することになり、保険料は5343円

に設定されました。また、広域連合が各構成町村別に保有管理しておりました、後志広域連合介護保険基金の取扱いにつきましては、第5期保険料の軽減措置等にそのすべてを個別町村が費消することとし、第6期からは同基金を各構成町村別に保有することのないよう申し合わせてきた経緯がありましたが、本町分の第5期末の同基金は、介護給付費の支出が計画より超過したことから1182万7000円が不足し、今年度中に追加納付することになりました。更に、施設整備につきましては、本町分として社会福祉法人仁木福祉会が計画している、地域密着型介護老人福祉施設所有者生活介護（29床）及び認知症対応型生活介護（9床）が含まれております。詳細につきましては、第6期後志広域連合介護保険事業計画を別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、後志広域連合介護保険基金の追加等につきまして、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、小樽協会病院の産婦人科医師の確保に係る要望活動等について、申し上げます。社会福祉法人北海道社会事業協会が運営する「小樽協会病院」が、昨年11月21日に産科の分娩予約を休止し、小樽・北後志地域で分娩ができる医療機関は、小樽レディースクリニック1か所となりました。小樽協会病院は、北海道の周産期母子医療センターにも指定され、危険を伴う分娩を含め年間約400件の分娩を取り扱っており、本町からの分娩数も毎年5人ほどとなっております。同病院の分娩休止後、11月27日に後志総合振興局において、同病院と後志管内の関係機関及び各町村の関係職員との「小樽協会病院における新規分娩取扱いの休止に伴う意見交換会」が開催され、その後、12月18日に小樽市長及び北後志5町村長の連名により、北海道知事宛に後志第二次医療圏における周産期医療体制の維持について、要望書を提出いたしました。年が明けて1月27日に、私は北後志の町村長並びに後志選出の市橋道議会議員とともに北海道庁を訪れ、山谷副知事及び高田保健福祉部長と面談し、小樽協会病院が早期に分娩受付及び後志第二次医療圏における地域周産期母子医療センターを再開できるよう、医師確保等について北海道に要望してまいりました。今後も、北しりべし定住自立圏における広域連携により、周産期医療体制の確保に向け、関係市町村とともに要請活動を行ってまいります。

次に、平成26年度施設園芸ハウス導入事業の実施結果について、申し上げます。町は、厳しい気象条件下にあっても安定的な農業生産が可能となるよう、平成22年度から平成23年度まで野菜ハウス、平成24年度から平成25年度までは水稻育苗・花卉ハウスの導入事業を実施し、それぞれ事業費の3分の1以内の助成を行ってまいりましたが、平成26年度からは3か年事業として、農業者の所得向上や新規就農者の定着を支援することを目的に、施設園芸ハウス導入事業を創設し、事業費の2分の1の助成。新規就農者に対しては3分の2以内の助成をいたしました。この度、事業主体であります新おたる農業協同組合から、平成26年度事業の実施報告の提出がありましたので、報告いたします。申請件数は32件で、申請面積が計1万3765.6㎡、申請棟数が47棟となり、総事業費は2702万9864円でありました。町の補助金交付決定額は、個々の事業費に2分の1又は3分の2を乗じ、1000円未満を切捨て後集計し、1349万6000円となりました。なお、平成26年度は新規就農者の申請はありませんでした。

次に、平成26年度経営所得安定対策の実施状況について、申し上げます。経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることを目的に、平成23年4月から農業者戸別所得補償制度として本格実施され、平

成25年度からは名称を経営所得安定対策に変更し、基本的には農業者戸別所得補償制度と同じ枠組みで実施されております。新おたる農協管内地域農業再生協議会が取りまとめた、平成26年度経営所得安定対策の12月末現在における本町の実施状況について、報告いたします。米の所得補償交付金につきましては、実施戸数が84戸、実施面積が423㍊で、交付金は3093万7500円となりました。次に、水田活用の所得補償交付金につきましては、実施戸数が116戸、実施面積が157㍊で交付金は6932万312円となりました。次に、数量面積払（そば）による交付金につきましては、実施戸数が27戸で、交付金は505万1330円となり、交付金の合計額は1億503万9142円となりました。収入減少影響緩和対策（通称ナラシ対策）は、平成27年度から集落営農や認定農業者が対象となりましたので、稲作農家の認定農業者への認定を推進してまいります。

次に、平成26年度農業基盤整備促進事業について、申し上げます。本事業は、農業競争力強化の一環として、国の公共事業として平成26年度から28年度の3か年にわたり実施されるもので、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備等に対しまして、支援が受けられるものであります。本町では、水田所有者からの要望に基づき、3か年間の助成限度額4407万円が設定されており、事業初年度にあたる平成26年度におきましては、水田の区画拡大10件（面積11.09㍊、定額助成額1109万円）を実施し、全件が既に完了しております。なお、平成27年度におきましては、水田の区画拡大7件（面積10.1㍊、定額助成額1010万円）を実施する計画となっております。

行政報告は以上であります。先程も申し上げましたとおり、第6期後志広域連合介護保険事業計画のほか、別途お手元には、旧仁木商業高等学校東町教員住宅等購入関係説明資料（議案第4号関連）、仁木町公の施設の指定管理者の指定に関する資料（議案第7号～議案第15号関連）、第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定経過及び概要に関する説明資料（議案第25号関連）、平成26年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、平成26年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上、冒頭のご挨拶と行政報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。平成27年第1回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

仁木町民スキー場について、申し上げます。指定管理者として、株式会社北海道名販（代表取締役 元田英樹氏）が管理運営を行っております。仁木町民スキー場の今シーズンの運営は、昨年12月23日火曜日で、この日は祝日ではありますが、この日に初級・中級コースをオープンし、1月3日土曜日からは全コースにて営業を行ってまいりました。今シーズンは、より多くの方々に町民スキー場を利用いただくため、基本協定書に基づく協議を指定管理者と行い、リフトシーズン券を半額で販売いたしました。また、利用の少ない火曜日から木曜日までのナイター営業を休止するほか、2月16日月曜日以降については、学校授業などの利用が終了したことにより、平日は午後からの営業とするなど、効率的なスキー場運営に努め、事故なく、3月1日日曜日をもって営業を終了しております。営業期間中には、1月4日日曜日

9日金曜日までの6日間、仁木スキー連盟主催による小学生スキー教室が開催され、例年より多い152名、前年度は145名でありましたが、この152名が参加し、大変盛況であったと伺っております。また、2月14日土曜日に町制施行50周年記念第33回仁木町民スポーツスキー大会兼第37回ジャイアントスラローム大会（28名参加）、2月28日土曜日には、第24回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会（29名参加）が開催され、両大会とも無事終了しております。今シーズンの利用状況につきましては、リフト利用者の延べ輸送人員が6万6776人、前年度は6万3107人、前年度対比3669人・6%増。リフト券売上金額は505万6410円、前年度486万5750円、前年度対比19万660円・4%増との報告を指定管理者から受けております。利用者が大幅に増加した主な要因といたしましては、予定どおり12月中にオープンできたこと、前年度は1月2日でありました、及びリフトシーズン券を半額で販売したことにより、購入された方が何度もスキー場に足を運んでくださったことによるものと考えております。今後も、町民の冬期間のスポーツ振興・普及・体力向上を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として、多くの皆様に利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に、指定管理者とともに鋭意努力してまいります。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山下敏二）日程第6、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。

『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億92万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1570万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加、変更及び廃止は、第2表、地方債補正による。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）について、ご

説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から2ページの21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計1億92万5000円を減額し、補正後の歳入合計額を35億1570万8000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計1億92万5000円を減額し、補正後の歳出合計額を35億1570万8000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1. 追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業から合併処理浄化槽設置補助事業までの5事業につきましては、過疎債のソフト分として合計4750万円を追加するものでございます。

次に、6ページでございます。2. 変更、除雪機械整備事業につきましては、入札による事業費の減額に伴い、起債金額も350万円減額し、2000万円とするものでございます。水槽付消防ポンプ自動車整備事業につきましては、北後志消防組合の施設整備事業債の活用により、3600万円を減額し2400万円とするものであります。防災行政無線整備事業につきましては、過疎債の配分変更に伴い、1100万円を追加し1億7680万円とするものでございます。次に、3. 廃止でございます。橋りょう補修事業につきましては、本町への過疎配分額を他の事業に振替したため、2950万円を減額し廃止するものでございます。防災用備蓄庫整備事業につきましては、がんばる地域交付金を充当したことにより、990万円を減額し廃止するものでございます。

次に、7ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、8ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の財源内訳でございますが、国・道支出金950万7000円の減、地方債2040万円の減、その他財源187万2000円の減、一般財源6914万6000円の減となっております。

次に、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税につきましては、1項、町民税、2項、固定資産税、3項、軽自動車税、それぞれ収入見込みにより、合わせて2217万2000円を追加するものでございます。

次に10ページ、12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金26万8000円の減額につきましては、施設への入所者の減に伴うものでございます。

次に11ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、民生使用料につきましては、広域入所者の階層の変更に伴い、24万8000円を減額するものでございます。

次に、12ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金457万円の減額につきましては、保育所の入所児童数の変更及び児童手当の実績見込みによるものでございます。2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金179万9000円の減額につきましては、臨時福祉給付金及び子育て臨時交付金事業の実績見込みによる減、国の制度改正に伴い保育緊急確保事業補助金の追加等の増減によるものでございます。5目、衛生費国庫補助金611万円及び6目、農林水産業費国庫補助金61万円につき

ましては、それぞれ収入見込みにより減額するものでございます。3項、委託金、1目、総務費委託金につきましては、額の確定により2000円を増額するものでございます。

次に、14ページでございます。15款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費負担金199万9000円の減額につきましては、保育所の入所児童数の変更及び児童手当の実績見込みによるものでございます。2項、道補助金、2目、民生費補助金310万6000円の減額につきましては、乳幼児医療費助成金の増、国の制度改正に伴い子育て支援対策事業から保育緊急確保事業に、振替えによるものでございます。4目、農林水産業費補助金975万円の増額につきましては、国の緊急対策として、青年就農給付金事業における平成27年対象者分を平成26年度に実施することによるもので、延べ8人分の補助金を見込んでいるものであります。3項、道委託金、1目、総務費委託金106万5000円の減額につきましては、町道民税の増額に伴い、道民税徴収委託金13万5000円の増、衆議院議員選挙につきましては、有権者数の減に伴い補助金が減額見込みであるため120万円を減額するものであります。

次に15ページ、16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入182万3000円の減額につきましては、旧大江小学校跡地の伐採木の売払収入の増、旧北町試験地につきましては、当初売却を予定しておりましたが、売却地に水道管が埋設していることが判明したことから、売却を延期したことによる減額によるものでございます。2目、物品売払収入77万7000円の増額につきましては、歩道用小型ロータリ車の購入に伴い、既存のロータリ車を売却したことによるものでございます。

次に、16ページでございます。17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金39万円の増額につきましては、前回の定例会以降の一般寄附金とふるさと納税寄附金を増額するものでございます。

次に、17ページ、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金9147万2000円の減額につきましては、歳入及び歳出の執行見込みにより、1000円を残してすべて減額するものであります。

次に、18ページでございます。20款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、教育費受託収入16万8000円の減額につきましては、学校給食運営事業における赤井川村からの受託金収入の精算によるものでございます。5項、4目、雑入14万2000円の減額につきましては、北海道市町村振興協会補助金、乳幼児等医療高額療養費の精算及び著作権利用料収入の増減によるものでございます。5目、宝くじ交付金収入23万6000円の減額につきましては、額の確定に伴い減額するものでございます。

次に19ページ、21款、町債につきましては、先程の地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、21ページでございます。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費4万8000円の減額につきましては、執行残によるものでございます。

次に、22ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費801万2000円の追加につきましては、23ページの街路灯設置費補助金の追加、繰出金につきましては893万9000円を備荒資金組合の超過納付金に積立てを行うもので、それ以外は執行残による減額でございます。23ページ中段の、4目、財産管理費160万7000円の減額につきましては、24ページにございます旧北町試験地の用地確定測量の未実施による減額等の執行残によるものでございます。24ページ下段でございます、5目、企画費につきましては、財源内訳の変更でございます。8目、諸費27万3000円の減額につきましても、町制施行50周年記念事業に係る執行残を減額するものでございます。

次に、25ページでございます。9目．ふるさとづくり事業費39万1000円の増額につきましては、前回の定例会以降の寄附金をふるさと振興基金に積立てを行うものでございます。

次に、26ページでございます。2項．徴税費5万6000円の減額につきましては、執行残によるものでございます。4項．選挙費177万8000円の減額につきましては、29ページまでございますが、執行残による減額でございます。

次に、30ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費1083万9000円の減額につきましては、臨時福祉給付金等の執行残によるものでございます。

次に、31ページでございます。2目．老人福祉費61万4000円の追加につきましては、32ページの後志広域連合における介護保険基金負担金の増額等に伴う998万8000円の追加、それ以外につきましては執行残を減額するものでございます。32ページ下段でございます。4目．心身障害者特別対策費304万3000円の追加につきましては、平成25年度の障害者自立支援給付費国庫負担金の精算に伴い、返還金を追加するものでございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費35万6000円の減額につきましては、33ページでございますが、19節の負担金補助及び交付金の保育士等処遇改善臨時特別事業として125万2000円を追加するもので、それ以外につきましては執行残を減額するものでございます。

次に、34ページをお開き願います。2目．乳幼児医療費27万6000円の追加につきましては、乳幼児医療費、扶助費の増に伴い追加を行うものでございます。3目．母子福祉費4万9000円の追加につきましては、平成25年度の養育療養費の負担金の精算に伴い、返還金を追加するものでございます。4目．保育所費554万8000円の減額につきましては、保育所の入所児童数が当初見込みより減ったことにより、負担金を減額するものでございます。

次に、35ページでございます。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費63万6000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。4目．環境衛生費4446万6000円の減額につきましては、仁木町クリーンセンターの電気料の不足分29万1000円の追加及び北後志衛生施設組合負担金42万3000円の追加、合併処理浄化槽整備事業につきましては、当初80基の設置補助を見込んでおりましたが26基で完了見込みであるため、4518万円を減額するものでございます。5目．上水道費497万8000円の減額につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、36ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、3目．農業振興費925万円の追加につきましては、農業後継者1名の離農に伴う農業奨励金50万円の減額、青年就農給付金につきましては、国の緊急経済対策に伴い平成27年度事業の前倒しによる975万円を追加するものでございます。4目．農用地開発事業費につきましては、執行残61万円の減額でございます。7目．農用地再編開発事業費7万円の追加につきましては、フルーツパークにきの温水ボイラー凍結防止制御の故障に伴い、修繕を行うものでございます。2項．林業費、1目．林業総務費2万4000円の減額につきましては、森林整備担い手対策推進事業において対象者がいなかったため、減額するものでございます。

次に、38ページでございます。8款．土木費、1項．土木管理費、2目．土木機械管理費349万5000円の減額につきましては、小型ロータリ除雪車購入事業における執行残等によるものでございます。

次に39ページ、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費4万8000円の減額及び2目. 道路維持費10万7000円の減額につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。4目. 道路橋りょう維持費につきましては財源内訳の変更でございます。

次に、40ページでございます。9款. 1項. 1目. 消防費2955万6000円の減額につきましては、水槽付消防ポンプ車整備事業における起債の一部を北後志消防組合の施設整備事業債を活用することに伴い、負担金を減額するものでございます。3目. 災害対策費2310万2000円の減額につきましては、防災行政無線運用に伴い、3月分の電気料及び北海道派遣職員の帰任旅費の追加はございますが、防災行政無線事業及び防災用備蓄庫整備事業の執行残による減額等の増減によるものでございます。

次に、42ページをお開き願います。10款. 教育費、1項. 教育総務費19万6000円の減額につきましては、職員の扶養者の変更に伴う寒冷地手当2万円の追加、貸付金につきましては執行残を減額するものでございます。3項. 中学校費及び4項. 社会教育費、43ページの5項. 保健体育費につきましては、すべて執行残を減額するものでございます。45ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で、平成26年度一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）7番・上村。35ページの合併処理浄化槽の補助金ですけれども、80台が26台しかできなかつたという原因というか、この残った人は来年度になるのか。そのところ詳しく教えてください。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）この事業といいますのは、平成26年度から5か年事業で合併処理浄化槽の補助を対象にいたしまして、事業を出発しております。実際に、今年度は昨年実施いたしました地元説明会、この中でですね、実際に個々の方にアンケートを取っていただきまして、実施される方、その他の方についても返却をしていただきまして、実際に予算を組む中で約50名以上の方が26年度に設置をしたいという意向の中から、毎年新築の住宅が10戸未満ありますので若干上回る部分をですね、当初見込みまして、予算を計上いたしました。それでスタートいたしましたんですが、実際には最終的に今の段階としては26戸という、本当に当初の目的よりも少ない数ではありますけれども、合併処理浄化槽自体の8割の補助は問題はないと思うんですが、宅内排水の部分の、古いお家の場合につきましては配管、それからトイレ、それから浴槽、それから炊事場、これにかけての改装費用が結構重なるというお話も伺っておりますので、なかなか当初予定よりはちょっとかかるということで、ちょっと様子を見ながらですね、後年度の中で実施をしたいという方と、また、高齢化を迎えて今後ご家族お一人で生活しているんですけれども、合併浄化槽を設置するよりもですね、最終的にはご家族と一緒に生活するので、新設は見合わせるということがあります。ただ、今後の中でできないことはなくて今後もですね、この部分についての推進を進めながら、

後年度の中で実施できる状況を作りながら進めていきたいということでございます。以上です。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）ちょっと半分以下ということでね、予想に反して大幅に減額ということは、今後どうなっていくのかなっていう心配がかなりありますけれども、やはり今回できなかった方で、やはりどういう事情があるのかとか、やっぱり今後に向けてね、もっと幅広くこう説明をしていかないと、この事業が失敗になってしまったら大変なのでね、そこのところ、よろしく願いいたします。それと、42ページの高校の奨学金ですけれども、これを減額して、今年度ね、どのくらいの申込みがあったんでしょうか。

○教育次長（嶋井康夫）議長。

○議長（山下敏二）嶋井教育次長。

○教育次長（嶋井康夫）今年度におきましては、実際には2名だったかと思います。すみません、手元にちょっと今資料持ってきていませんでした。今年度、今までの方が2名、それに1名ということで、現在3名が受給を受けているという状況であります。それで、毎年2名ぐらいずつ増えるという、申込みがあるということで2名分を予定していたんですけれども、1名だったので1名減ということになっております。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）3番・嶋田です。40ページの防災行政無線整備工事のことで、ちょっと関係があるんで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この防災無線の設置期日っていうのは2月28日まででしたか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）工事期間につきましては、2月27日まででございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）そんな中ですね、私の家付いていないんですよ。これは前から言っているんですけど、うちの住宅が特殊なのかわからないんですけれどもね、2回ほど業者の方が来て、そういう部分でその後来ていないんですよ。家の中に、その当然電波のあるところがあるかないかって調べていたんですけども、それはたぶん企画の方でも知っていると思うんですけども、私の家はまだ付いてないんです。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）設置業者の方からは、保留の中のリストに入っております。現在、冬期間においての不在、保留、また、設置についてはご理解いただけなくて、拒否だとかという件数が約60件ぐらいありまして、平成27年度以降にまた再度ですね、防災行政無線の目的等の趣旨をご理解いただくためのご連絡等、何とか100%に向けて持っていきたいというふうには、担当としては考えているところでございま

す。それと、電波の弱い状況のお宅につきましては、ダイポール型アンテナというものをですね、外壁に設置をいたしまして、そこから配線によりまして、戸別受信機につなぐということで、受信をしていただくということでお願いをしているものでございます。そういったことでの取扱い、電波の受信状況のこと等を考えまして、今一度そういった保留されている方、他にもいらっしゃいますけれども、お願いをしていきたいというふうには考えているところでございます。なお、その予算等については、新年度予算、27年度予算で設置費等については計上しているところでございます。説明は以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）それで、施工期日が決まっていますね、60件ほどがその付けていないって部分でいったらおかしくないですか。それをまた補正を立てて、来年度に向けてやるっていうのは、私としてはおかしいと思うんですけど。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）当初ですね、戸別受信機1600という数を見込みまして、その分予備も含めてでございますが、工事費の中で計上しております。その中で、約60件ほどがですね、今回付けられない状態になるだろうという予測の下、1月30日に開催をしていただきました第1回臨時会におきまして、設計変更をさせていただいたところでございます。ある程度、この工事をですね、実施するにあたりましては、工事期間内で、1年間の中では終了できないというお宅もあるということで聞いておりましたので、次年度以降、平成27年度において、趣旨等をご理解いただくことで設置していただきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）何か聞いていることと何かかみ合わないんだけど。施工期間が決まっている、そしてたぶん昨年度から回ってそういう意見も出たと思うんですよ。そういう中で、きちんとそれを施工業者が行って説明もしていますし、だけどその中で付けないとか、付けたくないとかって言った人がいるっていうんですけど、それ説明に企画課としてちゃんと足を向けて行っているんですか。きちんと家まで足を運んでね、これは付けなきゃなんないんだっていう部分で、きちんと説明に歩きましたか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）工事の請負期間中は、設置業者において説明をしながら設置をしてきたところでございまして、町といたしましては、各地区におきまして、事前の説明会をさせていただいたということではございます。ですから、町職員担当自らはお宅に出向いてはいないということでございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）だから、事前の説明会で、それは当然やらなきゃならないですよ、その後の処理が

できていないということなんですよ。私のところも業者さん最初に来て、その後に来ましたよ。うちは特別レンガの家だから、アンテナ立てなきゃならないと、アンテナ立てる方法を考えてきてくださいって言ったんですよ。その後、来てませんよ。それは、企画課の方でも確かわかっていると思うんですよ。その後、企画課から私の方にも来ませんし、何も説明ありませんよ。なぜ足を運ばないんですか。きちんと説明してね、全町民の皆さんの家に付けなきゃならないんですよ、防災無線は。説明の義務があると思うんですよ、その辺どうですか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）保留、不在、拒否等を含めて、こちらの方にリストとして上がってきておりますが、まだそのお宅に対するご説明、町からの説明、担当者の説明ということにつきましては、出向いて行っていないという状況ではございます。この後ですね、また趣旨等をご理解いただくために出向いて、ご説明をさせていただく機会を取らせていただきたいというふうに考えております。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員のご質問にお答えしますけれども、確かに2月28日、期日までに工事設計は決まっておりました。それまでに各家で電波の届かない家、又は拒否された方、その他を含め60件近くあるということで、その後の処理っていうものをですね、今後やっていく上ですね、電波の届かない家に対して、嶋田さんの家のようにレンガ造りで電波が余り良くない、弱い家に対してはですね、アンテナを立てる、処理するというので、前回も説明させていただきました。そのアンテナの予算に関しては今年度予算で出すということで、おそらくそれを決まってからじゃないと動けないというような中身だったと思うんですよ。ただその前にですね、事前にその旨もね、説明しておけばこんなことにはならなかったんでしょけれども、そういう対応の仕方というのもですね、今後考えていかなければいけないというふうに思っていますので、その辺、何とかご理解いただければと思います。大変申し訳なく思っております。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）それとですね、今、町長の意見もらって、しかしながらこの防災無線のね、付け方にもちょっと問題があったんですよ。町民の皆さんで中にその付けた、機械付けるのは良いんですよ、電波あるから。その付けるね、その線のやり方だとか、そういうの素人なんですよ、業者なのに、プロがやっているんですけど。たぶん皆さん付けていると思うんですよ。その線がですね、そのアンテナ入れた部分で入れていった線がありますと、その線がね、くねくね曲がったように留まったりね、本当におかしいんですよ。出して良いかどうか分からないですけどね、金光会館って私の町内会の会館ありますよね、付けている線がね、八の字に曲がっているんですよ、チラチラチラッと、まっすぐピッと立っていないんですよ、ピッと付いてないですよ。これが、本当にプロがやっている仕事かと思うんですよ。それで拒否した人もいらっしゃるらしいです。その辺、企画課でわかってましたか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今の件につきましては、承知しておりませんでした。今後、またそういったお申し出等があればですね、適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）もっとですね、町民の言葉をね、大事に聞いてくださいよ。やっぱり聞かなかつたらね、わからないんですから。なぜ60戸の、当然不在者はしょうがないですよ。けども、付けてない家で拒否した家ってわかっているわけですよ。なぜ付けないのか、家まで出向いてね、なぜですかと聞かなきゃだめですよ、これは。その辺はこの町の足りないところですよ。足を運んで聞くっていうこと。これは全部ではありませんけど、一部だと思んですけど、その辺きちんとしてもらわないと困ります。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。先程、同僚の方からありました35ページの浄化槽の問題なんですけども、当初80件ということで先程も説明がございましたけども、これ5年計画で遂行していくということで、町が取り組んでいるわけがございますけども、進捗状況がですね、4分の1ぐらいだということで、これたぶん5年計画でいくと付かないんじゃないかなというふうに思うところなんですけども、これ今後その付かない場合にはですね、これを延期して継続してやっていくという考えあるのか。いなかったらもうその5年で切っちゃうのか。その辺のちょっと回答を明確にお願いします。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）只今のご質問でございますけれども、事業につきましては、まず平成26年度から5年間ということで考えておりますが、事業自体につきましては、これで終了するという考えではございません。当然100%を目指してですね、浄化槽を設置して、本当にあの仁木町の中、これは浄化してですね、きれいな自然を取戻すということが目的でありますので、皆様のご協力をお願いしていきたく思います。現在は26戸というのも、前に進んでいる部分がございますので、これについても町全体の部分としては、普及率は42%にきております。5年の目標としては、70%を掲げておいたんですけれども、それ以降の中で100%を目指していくということで、実際に今言われたようにですね、26戸ということになりますと当然50数戸ばかりまだ足りないわけがございますが、これは本当に、今後の中で一つひとつ啓蒙していきたい。昨年度につきましては、まず5月の部分で広報にきの方でですね、まず広く皆様に知っていただくということで、これをまず啓蒙しております。その後、昨年度ですけれども、付けたいというご希望の方が、今言いましたように計画どおりでいきますと、50~60戸の方がいましたので、この方全員にですね、補助申請のあり方であるとか、説明書、その他の部分についてもですね、直接送らせていただいております。

万が一にわからない場合につきましては、担当がおりますので直接言っていただければ、こちらで説明するか、伺って説明するか、そういうことをしていきたいという内容と、その他に地元の説明会の中でもですね、じゃあどこの業者に頼んだら良いんだという、そういうお話もありましたので、こういう部分で町内、それから余市町内、小樽管内、それから札幌管内まで手を伸ばしまして、関連して実施できる業者さんの部分のことも公表させていただきました。その後にもまた、5月26日には町のホームページで書類関係が引き出せるように、これは申込み以外の方ですね、やりたいという方についてもですね、この部分、また、外部の方に、仁木町に移って来られる方についてもですね、広く知っていただくという意味でホームページを開設しております。その他にもまた、10月にも再度登録者についてはですね、申請の部分での受付のご案内を差し上げております。最低でも付けたいと言った方には、三度ほどこちらの方からご案内を差し上げているという部分で進めておりますし、また、今後もこういう啓発についてはですね、進めながら100%を目指してって言いますか、まず一つ、一年一年でありますけども、目標を設定しながら進んでいきたいということでもあります。以上です。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）随分詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。やはり町がですね、PRしてやはりホームページも然りなんですけども、やはりホームページを開けない方がたくさんまだおると思うんで、その辺窓口としてですね、丁重にPRの方を一つよろしく願いたいします。先程、もう1点ですね、先程防災の無線で出てきました。やはり先程同僚議員が申しましたようにですね、やはり住宅の中、ただの裸線で引っ張るんじゃなくてですね、今あの線を隠すような良い素材があるんでね、その辺をうまく使っていただければ、内壁の中でもね、やはりきちんと隠していけると思うんですよね。ただ、無線機を付けていけば良いっていうもんじゃないし、それとですね、先程もまだ付けていないところが60戸っていう話ですけども、やはり先程言われましたように、やはりそういうところはきちんと担当課が行ってですね、説明した後ですね、ぜひとも町がやっている事業なんでね、付けていただくようなきちんとした説明を持って行けば、皆さん理解していただけるんじゃないかなと思うんですよ。やはりちょっと今先程からお話を聞いてますとですね、役場側のその対応はですね、一般の住民からしますとですね、ものすごく良いようには聞こえないんですよ。やはり自分の家ですから、やはり裸線ポロポロっと出されるとですね、やはり皆さん不可解に思うと思うんですけども、その辺を対応、たぶんこれ今まで60戸を外した他の方はですね、皆さんたぶん付けていると思われるんですよ。その辺の対処を言われたらするのか。それとも言われなくてもその辺の後始末をきちんと担当課としてやれるのかどうか。その辺ちょっと、もう一度詳しく聞かせていただきたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）この場におきまして、ご指摘を受けたことでございますので、そういった一般のまだお付けになっていない皆様に対しましては、担当が出向いて説明をする機会をつくってまいりたいというふうに思っております。この事業につきましては、防災上の扱いですので、すべてのお宅に

設置していただきたいという、そういった思いで進めてまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）ちょっと間違いが一つありましたので、訂正させていただきたいと思います。私の方からですね、合併浄化槽、予算の関係と含めてですね、浄化槽80基ということだったんですけど、一応予算上は大変申し訳ありません、70基で計上させていただいておりますので、ご訂正の方よろしくお願いいたします。大変申し訳ありません。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）先程のご質問でございますが、線のカバー等の対応については、町としてはちょっと致しかねる部分がございますが、それ以外の、例えば設置状況が非常に悪いだとか、あるいは高いところに設置したけれども、操作が困難なので下ろしていただきたいというような要望もございますので、そういったことにつきましては、対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）あのね課長ね、たぶんね、そこまでいったらね、たぶんね、付けない人は付けないかなと思う。それとね、これ何が悪かって失礼な話、付けるのは付けていっても、やはりその高齢者に対しての取扱いがなっていない。前にも言ったかなと思うけれども、その辺のきちんとしたアフターやっていかなきゃ、何ぼ町がお金出しているとはいえども、防災無線といえども、その辺きちんとやらないと。だから、そのためにさ、この間もお金が足りないということで、契約変更したわけでしょう。だから、もうちょっとそういうところをさ、先にきちんと考えた中で予算組みするのが必要と思うんだけど。誰も新しい家の中にさ、裸線出されてさ、良い人はたぶんいないと思います。その辺をきちんとして、やっぱり配慮していただかないと。そういう気持ちになれませんか。どうですか、課長。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）只今の件に関しましては、今もう全戸にですね、まだ60戸というところはありますけれども、全戸のところには防災無線を設置いたしましたので、それぞれ付いて試験電波も発生されたりしておりますので、たぶん実際家庭の方は、中でそのいろいろシグナルが送ってきたり、言葉が入ったりしてきておりますので、もしかしたら使い方の関係を含めてですね、戸惑っている方もいると私は思っておりますので、今とりあえず付けましたので、付けたところを含めまして、どういう具合ですか、どういう状況ですか、何か問題点はありますかとかって含めてですね、そういうアフターをやっぱり町の方できちんこれからやっていかなきゃならないと思います、あの全戸にですね、文書か何かを出して、そういうことは当然やっていきたいと思っております。そのときに、何かこれについてご希望ありますか、全部聞けるかどうかわかりませんが、ご希望ありますかだとかを含めて、もしかしたらその配線の問題だと

か出てくるかもわかりません。そういうものに町から出向いて行ってですね、状況を見ながら対応していくというのが町の姿勢だと思っております。私の家なんかもそうなんです、付いて裸線できて、そしてソケットのところに入っていくという仕組みでありまして、そこにすべてその見えなくするようなカバーを付けていくという、今横関委員からもそういう配慮も必要でないのかっていう話もありましたけれども、当初からそういうことを想定したその工事でなかったものですから、もしそれをやるとすればですね、また相当費用としてもですね、1500戸以上のものでありますから、相当かかってくるのかなっていう気もします、それがどうしても不具合があるとすれば、それまた新たに考えていくべきだと思いますので、その辺も含めて、そしてまた、それらについて業者に相当の金額でやってもらっていますので、業者がやれるべき部分、多々その工事の中ではまだあると思うんですね。そういうものは、やっていただいた業者の方ともその連携を取ってですね、今までのその中でやってもらえないのかどうか含めて、再度ですね、親切に丁寧に、地域の方に防災無線の取扱いの関係について、いろんなこと、やり取りをこれからしなからいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、嶋田さんと横関さんのお二人のお話をですね、合わせてですね、お話させていただきますけれども、これまで防災行政無線の設置、又はこの工事に関してですね、議会の前に全員協議会などで皆さんと何度も何度もお話をさせていただきました。そんな中で、この無線の設置の仕方とかですね、そこまで話をすることなんてまずないわけでありまして、コンセントはどんな状態で付けられるかなんていうね、そんなところまで話は至ってないわけでありまして、それは致し方ない部分であろうと思いますけれども、設置した上でですね、やはり役場として状況を見ておくというのも、やはり必要なことだと思います。ただ、今後ですね、またこういう事業があった際にですね、例えば防災のために皆さんに懐中電灯をお配りすると、中には電池は入っていませんと、電池は皆さんで入れてくださいって言っているのとですね、大して変わらないんですよ。皆さんがじゃあ、後は自分たちで入れてもらうものなのか、それとも町民のことを考えて、電池を入れて懐中電灯を配ることが町民のための優しさなのかっていう部分をですね、これは数多くあるんですよ、こういうことは。その辺もですね、一つひとつ取れば、もう我々も皆さんのためにケアしなければいけない部分は多々あるんですけどもね、今回の防災無線の配線の部分という部分に関してはですね、その上にカバーを付けたらですね、また、更に予算が生じてまいりますので、その辺は何とか皆様にですね、ご容赦願いたいと。ただ、アフターケアについてはですね、今後全部は回るということはなかなか時間がかかるんであれですけども、それぞれの町でご要望なり、苦情があるところにはですね、我々職員も足を運び、皆様の声を聞いて対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）私が線のことと言ったのはまず、カバーをすれとかそういうのはね、何も思っていないんですよ。ただ、プロなんですよ、業者は。業者は、プロなんです。その線の設置の仕方が悪いっていう

ことなんですよ。それをカバーをして隠せとかじゃないんです。たぶん皆さん付けているからわかると思うんですけども、大抵プロの人っていうのはきちんとこうコンセントとかまっすぐピュッと引っ張ってピュッと付くんですよ。それができないんですよ、今回。ただ、それだけなんですよ。カバーは俺、良いと思うんですよ、なくても。しょうがないと思うんですよ。付けるときに、素人が付けていっているよになっているから、だめだって言うことなんですよ。それは、もういろんな何回も話していますけどね、町長ね。実際のところ、やっぱりきちんと付けるのがプロでしょう。そういうのをね、逆に施工を頼んでいる町の職員がね、見てこれならだめだよって指摘するぐらいにならないとだめだということを私言いたいんですよ。たぶんそれが普通だと思うんですよ、自分の家に付けるんですから。やる仕事は同じですよ。曲がろうがまっすぐ付けようが。それだったら、きちんと付けようよっていう話です。ただ、それだけです。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）5番・大野です。説明の中で、たぶんこれ、大江小学校の跡地の、コミセンの今新しいところ、そのことだと思いますけども、15ページの財産収入の科目で出てきた中ですがけれども、伐採、木を伐採して、そこをコミセン作るために木を切ったということなんですけども、これって町民の、地区の町民の方にもこういう伐採のことについては、ちゃんと説明してたのかどうなのか。それと、大江小学校の場合もそこその歴史があると思うんで、それで記念樹も植えたと思うんですけども、その辺についての説明をちゃんとしてきたのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）旧大江小学校のですね、グラウンドの立木伐採につきましては、地域の方と打合せをしまして、町道まわり、国道まわりのですね、立木を伐採しても良いという許可を得てました。それですね、地元の伐採業者にですね、私どもも見積りをですね、お願いしておりました。だけども見積りをですね、地元業者だけなら出すんですけども、他にですね、業者が相見積りするんでしたら、その地元の業者さんは見積書を提出できないということを言われましたので、本町の森林に精通しております、今回は森林組合にですね、伐採をお願いしたところであります。以上であります。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）それでも言いましたように、そういう小学校だとかこういったコミセンもそうですけれども、そういうときには、建てるときには、やっぱり記念樹を植えておこうとかという、そういう話になってくると思うんですけども、そういうことで了解を得てやったということなんだけれども、じゃあそれでは、今度新しいコミセンを作ったときに、そういう記念樹もちゃんとしたところに植えていかないと、途中でまたこれいらぬから切っちゃうというようなことだったら、やっぱり記念樹としての考え方がちょっと違ってくるんでないかと思うんですけども、町はそういうところについての、これからもそういう

ことは一切しないようになるんですか、どうなんですか。

○住民課長（門脇吉春）議長。

○議長（山下敏二）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）今、只今総務課長の方からお話がありましたように、伐採に入る前にですね、地元の方とここは良く相談させていただきました。それで記念樹につきましては、国道側沿いにですね、記念碑がありまして、ここに記念樹が植えられております。ここについては手を付けないでいただきたいということでありましたので、ここについては伐採はしておりません。ただ、過去において、林の森の奥の方にですね、遙か昔のときに何か記念樹らしいことはやったという記録をもとにですね、地元でお話し合いをしていただきまして、残すのか残さないのかということにつきましては、最終的に残さないで全部すべて伐採を、地元の方からですね、していただきたいというご要望でありましたので、総務課の方をお願いをしまして、伐採をしております。今後、記念樹のことにつきましては、これは今後植えるかどうかということは地元の方からお聞きしておりませんが、今のところ記念で植えてある、記念碑のところにあります記念樹を大切にしてください、いきたいというお話は聞いております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時30分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7 議案第2号

平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山下敏二）日程第7、議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ935万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9932万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第2号、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税と4款、繰入金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計935万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億9932万2000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計935万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億9932万2000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が935万5000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより1029万円1000円を増額するものでございます。2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより30万円を減額するものでございます。

次に、6ページ、4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては、精算により63万6000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、広域連合負担金につきましては、後志広域連合の平成25年度分の精算及び平成26年度医療給付分の不足見込額の増

減により、4012万3000円を減額するものでございます。

次に、8ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金4947万8000円の追加につきましては、国民健康保険税の増額及び後志広域連合負担金の減額に伴い、国民健康保険財政調整基金に積立てを行うものでございます。以上で、国保特会の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山下敏二）日程第8、議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第3号でございます。

『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1712万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9404万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正による。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第3号、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金、3款、繰入金及び6款、町債をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計1712万9000円を減額し、補正後の歳入合計額を3億9404万9000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費及び2款、施設費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計1712万9000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億9404万9000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表、地方債補正、1、変更でございます。統合簡易水道事業仁木地区の事業費確定に伴い、起債限度額を730万円減額し補正後の限度額を9410万円とするものでございます。

続きまして、5ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が485万1000円の減、地方債が730万円の減、一般財源が497万8000円の減となっております。

次に、7ページでございます。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金につきましては、統合簡易水道事業の事業費確定により、485万1000円を減額するものでございます。

次に8ページ、3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、497万8000円を減額するものでございます。

次に9ページ、6款、1項、1目、町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおり、730万円を減額するものでございます。

次に、11ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、維持管理費115万5000円の減額につきましては、水道メーター取替工事の執行残を減額するものでございます。

次に12ページ、2款、1項、施設費1597万4000円の減額につきましては、2目、施設整備事業費及び3目、配水管移設事業費の執行残を減額するものでございます。以上で、簡水特会の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号

財産取得の契約締結について

○議長（山下敏二）日程第9、議案第4号『財産取得の契約締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

『財産取得の契約締結について』、財産（不動産）を別紙のとおり取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第4号、財産取得の契約締結につきまして、ご説明いたします。

不動産の買入れの契約につきましては、予定価格が1000万以上となる場合は議会の議決に付さなければならぬことから、本取得金額が1292万6520円でありますので、今定例会に上程しております。なお、今回取得する建物等につきましては、旧仁木商業高等学校の教員住宅等及び工作物でありまして、売買仮契約につきましては、北海道教育委員会と3月3日付けで締結しております。取得内容につきましては、東町4丁目に建設されております鉄筋コンクリート造2棟4戸、コンクリートブロック造2棟3戸の計4棟7戸の住宅と物置及びフェンス・擁壁等の取得であります。また、土地につきましては、昭和42年に北海道に譲渡していたことから、無償で譲渡されるものであります。

旧仁木商業高等学校東町教員住宅等購入関係説明資料の1ページをお開き願います。住宅等購入箇所位置図であります。この度の取得いたします建物等につきましては、赤色で塗られている箇所となります。

2ページをお開き願います。建物の配置図であります。赤色で塗られている箇所が住宅でありまして、

緑色で塗られている箇所が物置であります。また、緑色の破線につきましてはフェンス及び擁壁でありまして、灰色の箇所がアスファルト舗装となっております。各住宅につきましては、建設年度、構造、面積及び購入価格を枠内に記載しております。

3ページをお開き願います。建物等の評価額一覧表であります。左側から名称、戸数、種目、構造、建築面積、延べ面積、建設年度及び評価額を記載しております。住宅及び物置の評価額につきましては、税込みで1030万9680円であります。また、工作物の評価額につきましては、税込みで261万6840円でありまして、総評価額は1292万6520円であります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『財産取得の契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『財産取得の契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで、休憩を取ります。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第10 執行方針

○議長（山下敏二）日程第10『執行方針』（平成27年度仁木町町政執行方針、平成27年度仁木町教育行政執行方針）を議題とします。

はじめに、『平成27年度仁木町町政執行方針』について、発言を許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成27年度町政執行方針。

町政執行について。平成27年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成27年度の町政執行方針について、申し上げます。

安倍首相は本年2月に衆参両院の本会議で、第3次内閣発足後初となる施政方針演説を行いました。首

相は演説で、経済再生や社会保障改革、農家の視点に立った農政改革などを挙げ、「いずれも困難な道のりで、戦後以来の大改革。ひるむことなく進めなければならない」と決意を述べました。また、地方創生を内閣の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとされております。

本町は、少子高齢化や人口流出が進み、基幹産業である農業が衰退するなど、極めて厳しい状況が続いております。人口減少の克服、地方創生の推進は待ったなしの課題であり、政府の取組みと十分連携し、自らの地域の将来は自らが決めるという決意を新たに、創意工夫し、全力でこの課題解決に向け取組む覚悟であります。予算編成にあたっては、限られた財源の中ではありますが、町民の幸せにつながる施策に重点を置き予算編成をいたしましたので、皆様の更なるご協力をお願いする次第であります。

それでは、平成27年度仁木町一般会計をはじめ、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信と主な施策を申し上げます。

わが国の経済を見ますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的な推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、平成26年度前半における実質国内総生産がマイナス成長になっております。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順による影響に加え、輸入物価の上昇、更には消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に、家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられております。

このような状況の下、平成27年度においては、緊急経済対策などを実施し、地方にアベノミクス効果の浸透を図る一方、強い経済の実現による税収の増加と、聖域なき徹底的な歳出の削減を一層加速させ、経済再生から財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生へつながる好循環を作り出すこととしております。

平成27年度予算におきましては、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図るとされております。

国の一般会計の総額は社会保障費の増大により、前年度当初予算対比0.5%増の96兆3420億円となり、前年度に引き続き、過去最大を更新しております。

歳入では、企業の業績回復で税収が前年度対比9.0%増の54兆5250億円で、1991年度以来24年ぶりの高水準となっております。税収増を背景に、歳入不足を補う新規国債の発行額は、4兆3880億円減の36兆8630億円となり、公債依存度は前年度の43.0%から38.3%に改善されております。

一方、歳出では、国債の利払いや償還に充てる国債費は、前年度対比0.8%増の23兆4507億円に膨らみ、国債費を除いた政策向け経費は前年度対比0.4%増の72兆8912億円となり、その4割を占める社会保障費は、過去最大の31兆5297億円となっております。

平成27年度地方財政対策のうち地方財政計画の歳入歳出規模は85兆2700億円、前年度対比2.3%の増、公債費を除く政策的経費であります地方一般歳出は69兆3200億円となっており、地方創生の推進のため一般行政経費にまち・ひと・しごと創生事業費として1兆円が予算化され、これまでの地域の元気創造事業費

に加えて、新たに人口減少等特別対策事業費により人口減少や雇用対策等、地方の活性化対策を後押しする予算となっております。地方交付税につきましては、地方自治体に配分する出口ベースで16兆7548億円と3年連続で前年度を下回りましたが、これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は、前年度対比2.0%増の61兆5485億円と前年度を上回る額が確保されております。

本町の財政状況は平成20年度から4年間、仁木町行財政構造改革プランを策定し、町民の皆様とともに行財政改革の推進に取り組んでまいりました結果、平成20年度以降の実質単年度収支は6年連続の黒字となり、平成26年度におきましても黒字が見込まれるなど、財政の健全化が図られつつあります。

しかし、本町の財政力を判断する財政力指数や経常収支比率などは、依然として厳しい状況にありますことから、今後におきましても町民と議会、行政が一体となって、将来の仁木町を考えた行財政改革を進めていかなければなりません。町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は町民税や固定資産税などを合わせ2億6648万1000円で、その他の財源と合わせましても自主財源は5億6064万4000円にとどまり、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の約53%を地方交付税に依存する状況にあります。自主財源及び地方交付税の増減は、事務事業の実施に大きく影響を及ぼします。行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、財源の重点的かつ効率的な配分に努め、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億2370万3000円を取崩し、繰入れを行い、平成27年度の予算編成を行ったところであります。

Ⅱ、平成27年度の予算規模について。一般会計、総額33億4787万1000円、前年度対比2億3112万7000円、6.5%の減。国民健康保険事業特別会計、総額2億4271万5000円、前年度対比60万7000円、0.2%の減。簡易水道事業特別会計、総額3億7666万8000円、前年度対比4016万8000円、9.6%の減。後期高齢者医療特別会計、総額6323万6000円、前年度対比65万3000円、1.0%の減。4会計予算の合計は、総額40億3049万円となり、前年度対比で2億7255万5000円、6.3%の減となっております。

Ⅲ、平成27年度の施策について。安心、誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり。少子高齢化や核家族化の進行などにより、社会構造の大きな変化やライフスタイル等価値観が多様化する中で、全国的にも老老介護や障がい者の虐待問題等、地域での自立や社会参加の難しさにより、度重なる制度の改善が進められております。

町民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人もすべての人々が、家庭や地域の中で生き生きと自立した安心のできる生活を送れるよう、共に支え、共に生きる福祉社会（ノーマライゼーション）の実現に努めてまいります。

障がい者への支援につきましては、平成25年度から施行されている障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに加え、地域の実情に応じた地域生活支援事業を市町村が提供することとなっております。事業者による指定特定相談支援事業所の設置や障がいのある方が地域で自立した日常生活を送れるよう、北後志5町村の広域相談支援を行う北しりべし圏域相談支援センターを活用し、障がいを抱える方々の相談業務や家庭訪問等の必要な支援について、引き続き実施してまいります。

また、小樽・北後志成年後見センターとともに知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分では

ない方の権利や財産を守るため、後見制度により法律的に保護・支援をしております。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします。

社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として保育サービスを提供しております。通常保育に加え、英語学習やダンスなど子どもたちの情操教育や保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりを実施し、障がいのある児童の保育にも取り組むなど、保育サービスの充実に取り組んでおります。また、同法人が開設している地域子育て支援拠点おおきな木は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的として、地域の子育て中の親子の交流を促進、育児相談などを実施しております。同じく児童養護施設櫻ヶ丘学園において、本年度も一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができる、仁木町子育て支援短期利用事業を実施しております。

また、本年度も引き続き、ひとり親家庭や複数の入所児童のいる家庭の負担軽減を図るため、保育奨励金を支給する子育て支援推進事業を実施しております。

放課後児童健全育成事業におきましても、昨年度に引き続き、放課後児童クラブを仁木と銀山に開設し、保護者の仕事と子育ての両立を支援しております。

大江、銀山の両へき地保育所の運営につきましては、引き続き指定管理者による効率的な運営を行い、地域に根ざした保育所として必要なサービスの提供に努めてまいります。

仁木町高齢者福祉施設（いきいき88）、然別生活館、銀山老人憩の家につきましても、指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。

仁木町社会福祉協議会につきましては、地域福祉推進の中核団体として位置付け、町内において社会福祉を目的とする事業を経営するとともに、地域の実情に応じた住民福祉の増進を図り活動しております。町といたしましては、毎月行われている福祉事業関係情報交換会などを通じ、連携を密にしております。

低所得者世帯などの冬期間の生活を支援するため、灯油購入費の一部を助成し、ぬくもりある福祉の向上を図ることを目的とする、ぬくもり灯油助成事業を引き続き実施いたします。

大江地区コミュニティセンター建設事業につきましては、大江地区の地域活動の拠点施設として、保育所及び防災備蓄倉庫を併設した複合施設を建設いたします。平成26年度の実施設設計に基づき、本年度は本体工事を実施し、平成28年4月の供用開始を予定しております。なお、外構工事等につきましては、平成28年度に実施を予定しております。

介護保険の基本理念は、自立支援にあります。第6期後志広域連合介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの構築を第5期計画に引き続き推進することが示されました。また、介護保険料につきましては、統一保険料が設定されました。更に、同計画には、社会福祉法人仁木福祉会の施設整備計画が掲載されておりますので、町としても協力してまいります。

団塊の世代が75歳以上となり、介護の必要な高齢者が急速に増加する平成37年度までに、地域の実情に

応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが求められていることから、後志広域連合と連携し検討してまいります。

国は、本年4月1日に施行される改正介護保険法により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を創設します。この事業は、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護及び通所介護を市町村が実施する地域支援事業に移行するものであり、現在実施しております生きがい活動支援通所事業の見直しや、併せて町が助成しておりますデイサービスの事業のあり方等についても検討してまいります。新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきましては、保険者において条例で定める場合には、その実施を平成29年4月まで猶予することが認められておりますことから、今後、後志広域連合と連携し、実施に向け準備を進めてまいります。

町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましては、社会福祉協議会及び関係団体と連携を図りながら、積極的に実施してまいります。また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため、ふまねっと運動を推進するとともに、健康運動指導士による介護予防講習会を開催してまいります。更に、閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある健康づくり高齢者の把握に努め、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善及び認知症・うつ・閉じこもり等の予防対策を推進してまいります。

予防給付事業では、介護認定により要支援1又は2の認定を受けた被保険者が要介護状態へと移行しないよう、介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成するなど、日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。

第2期仁木町健康づくり計画は、町民の皆様が心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう各世代別に生活習慣病予防に視点を置いた項目を定め、推進しているところであります。町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び新たに採用する管理栄養士による健康教育・栄養指導や健康運動指導士による健康運動教室を実施し、町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では妊婦健診、乳幼児健診及び母子栄養食品の支給を実施するとともに、助産師等の専門的な職種を活用した離乳食教室、母親学級、ベビーマッサージ教室、すくすく広場及び訪問活動を引き続き実施してまいります。

精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、本年度も社会復帰学級を開催してまいります。

予防事業では、予防接種法に基づくBCGや四種混合など、乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌及び風しんのワクチン接種に対する助成を、引き続き実施してまいります。そのほか、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策としてすべての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。

北海道医療給付事業であります重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児の各医療給付につきましては、

北海道の医療給付制度に町単独給付を上乗せし、昨年度と同様に実施してまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら町民の皆様の健康を支えてまいります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方が北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、医療の給付を受ける制度です。町では、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、昨年度に引き続き、被保険者の健康増進を支援する短期人間ドック事業を北海道後期高齢者医療広域連合の助成を受け、実施してまいります。

町民の皆様が安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図るとともに、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制、救急医療体制、小児科及び周産期医療体制の確保に努めてまいります。

町民皆様の生命、身体及び財産を守ることは、行政の使命であります。災害を未然に防ぐ対策や迅速な消防活動、並びに救急救助体制につきましては、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携を強化しながら充実を図ってまいります。仁木支署職員は、救急救命士5名を含む16名体制となっており、消防学校での講習、余市協会病院や札幌医大病院での実習などに参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めてまいります。また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をヘリポートとして、ドクターヘリの運用も引き続き実施してまいります。

消防・防災の通信手段は、本年度から運用を開始する防災行政無線を活用し、正確で迅速な情報伝達ができる体制の整備を行い、災害の予防や被害軽減に努めてまいります。

消防車両の状況につきましては、高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型ポンプ付積載車は仁木・然別・大江・西馬・銀山・長沢及び尾根内の地区に各1台配備しております。本年度につきましては、災害等の発生時における迅速な初動対応に備えるため、仁木支署に配備している連絡車の更新を予定し、体制の維持強化を図ってまいります。

地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動している仁木消防団につきましては、本年2月1日現在の団員数が男性83名、女性16名の合計99名の実員体制となっております。少子高齢化や社会構造の変化に伴い、全国的に充足率が減少し、国を挙げて消防団員確保の運動が行われていることから、仁木消防団におきましても、団員の確保が図れるよう支援してまいります。また、消防団と仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて教育訓練や演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めてまいります。

災害時における迅速な対応を図るため、高齢者等の要援護者の台帳作成や個別支援計画の策定、地域支援者の選定なども引き続き行ってまいります。

水防設備の状況につきましては、大雨により余市川樋門が閉じられた場合の防災対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式の大型排水ポンプ5台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。

東日本大震災により起因しました原発事故を受け、国や北海道は原子力防災計画の見直しを進める中、引き続き原子力防災計画等にかかわる地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、災害発生時の避

難施設等における投光機や暖房器具などの防災資機材の購入や、食料や備蓄を引き続き行ってまいります。

大気中の放射線量を24時間測定するモニタリングポストにつきましては、仁木地区及び銀山地区の2か所に設置しており、町広報紙やホームページなどで、引き続き放射線量の状況をお知らせいたします。

平成24年度から行っております仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、引き続き取り組むこととし、町民の災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。今後におきましても、国・北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、原子力災害を含めた防災対策を進めてまいります。

交通安全の推進につきましては、平成24年3月28日から続いております交通死亡事故ゼロの日が、昨年12月23日で1000日を達成しております。また、昨年1年間における本町での人身事故は、発生件数が10件（前年4件）、死者数0人（同0人）、負傷者数16人（同5人）の状況にあります。今後におきましても、当面の目標であります交通死亡事故ゼロの日1500日（平成28年5月6日）の達成に向けまして、第9次仁木町交通安全計画（平成23年度～平成27年度）に基づき、関係機関と連携を密にし、交通事故の根絶を図り、交通安全に関する教育・普及啓発活動、地域・職域運動及び期別運動、更には交通安全施設の整備充実に取り組むとともに、将来を担う子どもたちを悲惨な交通事故から守るため、昨年度に引き続き、チャイルドシート購入に対する助成を行ってまいります。

また、各町内会で管理しております街路灯につきましては、近年消費電力が少ない発光ダイオード灯（LED灯）の普及により、水銀灯等からLED灯へ取替えをして電気料金を削減しているところであります。町内会のLED灯の設置費負担を軽減するため、引き続き仁木町街路灯設置費等補助金交付規則に基づき、補助を行ってまいります。

学び、心豊かに学び育むまちづくり。地方教育行政制度の改革によりまして、地域の教育課題やいじめ対策などを話し合う場として、総合教育会議を設置し、教育委員会と意思疎通を図りながら、より一層教育行政の推進を図ってまいります。

また、通信制の北海道芸術高等学校は、本校を旧仁木商業高等学校に移転し、本年4月から町内で開校いたします。本年度は6月から翌年1月までの間、全国各地からスクーリングのため、約1000名の生徒が本町を訪れる予定でありますことから、教育活動にかかる支援等の対応を行ってまいります。

潤い、やすらぎと潤いのあるまちづくり。社会生活基盤であります道路・河川・水道の整備及び維持管理並びに雪対策などを通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう、取り組んでまいります。

高規格道路の倶知安余市道路につきましては、共和・余市間が開発局の直轄事業として進行しており、本年度は余市インターチェンジから仮称仁木インターチェンジまでの詳細設計、用地測量及び事業説明会が行われることになっております。今後におきましても、円滑に事業が進められるよう対応してまいります。

町道の維持管理につきましては、本年度も交通安全確保のため、定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り及び道路の補修などを実施してまいります。

除雪事業につきましては、町民の皆様の冬期間の安定した生活道路を確保するため、町道の除雪延長90

km（車道129路線、歩道9路線）を全面委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります。また、個人が管理する私有道路等につきましても、生活道路の確保のため、除排雪を対象に補助金を交付してまいります。

橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、老朽化が著しい月見橋及び長沢橋の補修工事を引き続き行うとともに、漁別橋の調査設計委託業務を実施してまいります。

河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、砂利上げなどの河床整理や、河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。

住宅事業につきましては、仁木町営住宅等長寿命化計画に基づく改修事業が一段落し、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆様の日々の生活に直結する重要な課題であります。生活バスの運行は、通学や通院、買い物など、交通弱者の日常生活に必要不可欠なものであり、本年度も引き続き尾根内・余市間の運行をバス事業者に要請し、経費の助成を行って路線を維持するとともに、一層の効率的かつ合理的な運行を求めてまいります。

交通空白地域とされる区域内的の移動支援につきましては、持続可能な公共交通の実現を目指し、実態調査を行うとともに、本町に適した新たな公共交通体系の方針を整理し、地域公共交通網形成計画の策定など、具体的な検討をしてまいります。

水道事業につきましては、引き続き配水管整備事業を推進してまいります。本年度は北町国道5号沿いの水道本管布設替工事（延長2795m）及び町道ハツタリ線の水道本管布設替工事（延長365m）を行い、新たに町道1番線の配水管布設工事（延長190m）を実施してまいります。今後におきましても、町民の皆様に安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

家庭より排出されるごみ全般につきましては、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて、焼却及びリサイクルを行っております。近年、ライフスタイルや生活形態の変化により、ごみの種類が多様化して、環境への負担が大きくなっております。しかし、町民皆様のご協力により、排出されるごみの分別が適正に行われ、処理量が減少しております。今後におきましても、更なるごみの減量化と各種リサイクルの啓発を行い、意識の向上を図ってまいります。粗大ごみにつきましては、昨年度に引き続き、毎週月曜日及び第3日曜日に、仁木町クリーンセンターにおいて個人搬入による受入れを実施し、また、個人搬入が困難な方のために、粗大ごみの収集を本年度も2回実施してまいります。

平成26年度から国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内のし尿汚水排水処理を行う合併処理浄化槽の設置を推進しております。本年度も継続して事業を行い、快適で衛生的な生活環境の確保と河川の水質保全を図ってまいります。

仁木町クリーンセンターは、平成24年10月から第2期一般廃棄物最終処分場として運用を開始し、平成39年度まで供用を予定しております。本年度はごみの計量を行うトラックスケールの関連装置の修理更新を行い、安定的な処分場の運営を図ってまいります。

町民の皆様の利便性の向上と行政の効率化のため、電子自治体化を引き続き推進するとともに、デジタルテレビ放送につきましても、新たな難視聴が発生した場合には、関係機関と協議しながら解消に努めて

まいります。

活力、豊かで活力あるまちづくり。～昨年の仁木町農業を振り返ってみますと、5月の強風によるブドウの新梢の折損やハウスの損傷などの被害が発生したほか、水稻においては8月下旬以降の低温や日照不足により、青死米等が例年以上に発生するなど課題は残ったものの、ここ数年結実不良が頻発していた桜桃は平年並みの結実となったほか、ミニトマトも6月の少雨や7月から8月上旬の高温による影響が見られたものの、平年並み生産となりました。

一方、農産物の価格については、桜桃や生食用ブドウは依然として低迷しているほか、米の価格につきましても、消費者の米離れが進む中、過剰作付けや豊作も相まって370万tも及ぶ膨大な在庫が発生し、前年産に比べ大幅な下落となっております。

しかし、この厳しい状況下にあっても、仁木町産のミニトマトのように高度な栽培管理と卓越した流通戦略により、過去最高の販売額を記録した品目もありました。

昨年は国が策定した農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設という4つの改革がスタートし、正に農政改革元年ともいえるべき1年となりました。その一方で日豪経済連携協定（EPA）の締結や環太平洋経済連携協定（TPP）などの国際交渉の進展、担い手減少・高齢化の進行など、農業・農村は様々な課題に直面しております。本町の農業が地域の基幹産業として経済や雇用に大きな役割を担っており、将来に向けてもこうした役割を果たしていくことができるよう、町として新規就農者をはじめ、多様な担い手の育成・確保や農業生産基盤の整備に努め、生産力の強化を図るとともに、本町の特色ある農産物や気象条件を生かした六次産業化による付加価値の創出に向け取組みを推進しているところであります。

成果の一端ではありますが、2つの農業生産法人が旭台地区にワイナリーの開設を目指し農地を取得し、既に6名の方が町内に転入され開業に向けた準備を進めているほか、ミニトマト経営を志す3名の新規就農者が農地を借りて、本年より栽培を開始いたします。

国と地域が総力をあげて人口減少に歯止めをかけ、地方創生を進めていくことが喫緊の課題となっている中であって、これらの成果は人口減少が続く本町にとって極めて意義のあるものと考えております。豊かで活力ある仁木町農業の実現に向け、ミニトマト、桜桃、ブドウ、水稻など本町の誇る農産物を武器に、農業者、関係機関はもとより多様な企業とも連携し、国や道の支援制度を有効に活用しながら強い農業づくりに邁進してまいります。

経営所得安定対策であります。米の直接支払交付金につきましては、平成29年度までの経過措置として、10戸当たり7500円が交付されることとなっております。一方、米の収入減少緩和対策（ナラシ対策）の交付対象者は、規模要件を課さない認定農業者、集落営農及び認定就農者に限った対策に見直されました。また、畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策）の交付対象者も規模要件を課さない認定農業者、集落営農及び認定就農者に見直されたほか、そばについては、捨て作り防止の観点から規格外品は支払の対象外となることから、制度への加入や交付金を受けることができなくなる農業者に対し、制度の対象となるよう認定農業者の推進等に取り組んでまいります。

農業振興対策につきましては、全国有数の産地へと発展した本町のミニトマトは、その品質の高さとトレンドに応じた多様な品種構成などが高く評価され、全国の市場や量販店からの要請の下、毎年作付けが拡大されております。一方、担い手の高齢化や労働力不足が進んでいる中、消費者や実需者からのニーズに応え、産地として発展していく上で、集荷・選別作業の自動化など、生産支援システムの構築が必要なものと考えております。このことから、関係生産者、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター北後志支所などと連携し、支援システムのあり方について検討を進めてまいります。

施設園芸ハウス導入事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの3か年事業とし、ミニトマトなどの施設園芸の生産拡大を目指す農業者を支援するため、ハウス資材の購入に対し補助してまいります。

生食用ブドウ産地確立支援事業につきましては、平成27年度から平成29年度までの3か年事業とし、生食用ブドウの産地確立を目的に有利販売が期待される、中粒品種シャインマスカット、陽峰の導入に取り組む生産者を支援するため、苗木の購入に対し3分の1以内で補助してまいります。

桜桃結実促進事業につきましては、平成24年度から平成28年度の5か年事業とし、桜桃の結実促進のための花粉樹植栽に対する助成を行うほか、平成27年度に新たに桜桃交配用ミツバチの偏在化を回避するため、新おたる農業協同組合が実施する調整用巣箱の設置に要する経費に対し、2分の1以内で補助してまいります。

ブランド産地確立事業につきましては、従来から行っております仁木町産農産物のPR活動への支援、海外輸出や販売チャンネル拡大への支援、各イベントでのトップセールスに加え、農産物の高付加価値化や仁木町ブランドの一層の浸透に向け、大手菓子メーカーや流通メーカーなど連携の下、取組みを強化して実施してまいります。

地力増進対策事業については、昨年度と同様に助成を行ってまいります。

農業者の後継者不足が深刻な状況となっており、本町農業の持続的な発展を図っていくためには、意欲と能力のある担い手の育成・確保が急務となっております。このため農業委員会、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター北後志支所との連携の下、就農相談窓口の一元化を図るとともに、農業体験、農業研修先の紹介を行う仕組みを整備し、国が進める新規就農・経営継承対策を効果的に活用しながら、新規就農者の確保・育成及び定着に向けた支援や指導を強化してまいります。その一環として、本年度より指導農業士など先進的な農業者が、農業体験や農業研修のため新規就農希望者を受け入れた場合、その指導に対する謝礼を交付する新規就農体験研修受入農家謝礼制度を創設いたします。

農業基盤整備促進事業につきましては、平成26年度から28年度までの3か年事業とし、低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など、簡易な基盤整備工事に対し10㎡当たりの定額補助を行ってまいります。

有害鳥獣駆除対策につきましては、平成25年度に設置いたしました仁木町鳥獣被害対策実施隊を中心に、北海道猟友会仁木支部や関係機関と一体となり、ヒグマやエゾシカなど有害鳥獣の駆除を実施し、農業被害の防止に努めてまいります。特にヒグマについては、人里での確認が報告されていることから、本年度新たに捕獲用檻1基を増設し3基体制として、一層の危害防止の徹底に努めるとともに、山間部に出没す

るヒグマに対しては、引き続き出没情報のあった周辺の農家に対し、電気牧柵の無償貸出しを行ってまいります。そのほか、離農や農業経営への転換などに伴い、傾斜地や湿田など条件不利地を中心に耕作放棄地が増加しており、拡大防止と再生が課題となっております。このことから、傾斜地や湿田での栽培に適する醸造用ブドウやブルーベリーの導入支援や、町内外の農業者への遊休農地情報の提供を効果的に行うなど、農業委員会などと連携の下、農地中間管理機構事業や耕作放棄地再生対策を活用しながら、農地の保全並びに耕作放棄地の再生に向け、取組みを強化してまいります。その一環として、農地や担い手の現状と今後を把握するため、昨年度に引き続き関係機関と連携し、すべての農業者を対象とした意向調査を行い、適宜、人・農地プランなど、マスタープランに反映させてまいります。

私はこの1年、農政の大改革が断行される中であって、戦い抜ける仁木町農業の実現に向け、農業者の皆様と力を合わせ全力で取り組んでまいります。

町が保有する土地のうち、事業用地として利用が見込まれない町有遊休地につきましては、民間等への売却や賃貸に向け取組みを行っているところであり、町広報紙やホームページなどを活用し、積極的に情報発信してまいります。また、町が所有しております山林につきましては、昨年度に伐採いたしました長沢西の町有林において、植林を行ってまいります。今後におきましても、水源の涵養機能や生物の多様性の保全を行う上からも、町有森林について調査の上、計画的な森林施業を行ってまいります。

我が国の景気は、一部に回復に向けた動きが見られますが、地方にとっては依然と厳しく、町内の小規模事業者は非常に厳しい経営環境にあります。町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も継続して行ってまいります。

北海道の積雪寒冷地域が有する特殊性から、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者の雇用の安定化と通年雇用の促進に向けて、平成19年8月に設立された北後志通年雇用促進支援事業協議会の事業によります求人開拓と就職促進の取組みを進めてまいります。

企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例に基づき、町有地等の有効活用も視野に入れ、企業誘致を進めてまいります。

また、定住人口の増加を図るため、町内に存在する空き家の調査を行い、空き家の解消や再利用、活用方法につきまして、関係機関・団体との連携を密にし、事業化に向け検討してまいります。

地域協力活動に従事する地域おこし協力隊につきましては、本年4月から募集を開始し7月から活動が可能となるよう関係機関と調整しながら取り組んでまいります。

本町の果樹栽培農家が昭和40年代に始めた直売方式ともぎ取り農園による観光農業は、現在広く全道に普及し、果樹観光農園を主導する地位を占めております。昭和49年に設置した仁木町観光管理センターは、観光農業を営む農家の指導育成と果樹観光農家の組織化や観光農園と直売店の相互調整等、公の施設としての役割を担っております。社会環境の変化や町行政を取り巻く厳しい情勢下にある中、仁木町果樹観光協会への建物の無償譲渡に係る協議をいたしましたが生実現に至らず、本年度から3年間、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を図り、経費の節減に努めてまいります。なお、観光管理センターのあり方等、今後の方向性につきましては、関係機関・団体と協議を進めてまいります。

観光農業の拠点施設であるフルーツパークにきは、平成13年7月のオープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設として重要な役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るとともに、中長期的な視点からの施設のあり方を十分に検討・協議してまいります。

さくらんぼフェスティバルやうまいもんじゃ祭りなどの各種イベントに対する助成につきましては引き続き実施し、実行委員会をはじめ関係者の皆様方にご理解とご協力をいただきながら、効率的な実施に努めてまいります。また、イメージキャラクターや観光PRなどの観光振興事業や業務推進に係る観光協会に対する助成につきましても、継続して行ってまいります。

スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場としてのふれあい遊トピア公園は、町民の皆様をはじめ多くの方々の利用により賑わっております。民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による運営を行ってまいります。

北海道観光の人気が高い東南アジア地域に対しましては、北しりべし定住自立圏による取組みや国際交流団体等の協力を通じて観光客の誘致に向け、観光協会と連携を図りながら取組んでまいります。

本町の農産物や加工品などの特産品を全国に広くPRするとともに、寄附者に対して感謝の意を表するため、関係機関・団体のご協力をいただきながら、ふるさと納税に係る返礼品贈呈事業を本年度から本格的に取組んでまいります。

協働、持続可能な行財政運営と協働のまちづくり。本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。また、急速な少子高齢化による人口減少が続いている中、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスの維持が困難な状況下にあることから、地方分権型社会に対応した広域行政を推進していくためにも、今後も周辺市町村との役割分担を明確にしながら相互の連携を強め、地域の特色や実情に応じた取組みに努めてまいります。

心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会や各種ボランティアグループとの連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを推進していくため、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会等への活動補助を継続してまいります。

「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりが進む中、今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されます。町広報紙やホームページによります、行政情報の発信やまちづくり出前講座などによります広聴機能の充実を図り、行政情報の共有化に努めてまいります。

地方分権の一層の進展により地方公共団体の役割が増大し、住民ニーズの高度化・多様化する中、職員の勤務実績や能力、性格、適正などを正確に評価・把握し、管理監督者及び職員の課題解決能力など資質の向上と職場の活性化を図るために、本年度を試行期間とした人事評価制度を導入してまいります。

IV、結び。以上、平成27年度の町政執行に関する所信と主な施策について申し述べました。国内外の情勢が目まぐるしく変化する現代社会において、公的サービスに求められる分野も多様化しております。

しかし一方で、大変な時代であるからこそお互いが協力し、知恵を出し合い、新たなことに挑戦することで、乗り越えられる課題も見えてくると思います。このため、町民の皆様の主体的、積極的なまちづく

りへの参加をお願いするとともに、これまで町民の皆様や町議会議員の皆様からいただきました数多くのご助言を糧としながら、果実とやすらぎの里づくりのため、職員一丸となり、更なる町政の推進に努めてまいり所存であります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、執行方針といたします。以上、仁木町町政執行方針とさせていただきます。

○議長（山下敏二）次に、『平成27年度仁木町教育行政執行方針』について、発言を許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）平成27年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成26年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、首長が招集する総合教育会議の設置など新しい教育委員会制度がスタートするほか、全国各地で創意工夫を凝らした特色ある取組みが展開されるなど、教育に対する関心や期待感が強まっております。

平成27年度の教育行政執行方針を策定するにあたり、「仁木に生まれて良かった、育てて良かった」と誰もが思える町にするため、町の最上位計画であります第5期仁木町総合計画に定めるキーワードの一つである、心豊かに学び育むまちづくり及び仁木町教育目標の具現化に向け、学校教育と生涯学習の一層の連携の下、取組みの方向と具体的な施策を定めました。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。学校教育の役割は、子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。平成24年度から小・中学校完全実施となった学習指導要領の中でも、生きる力を育むという理念の下、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を目指す学校教育の推進が図られているところであります。

本町の学校教育においても、円滑な学校運営を基盤にしながら、防災教育も含めてすべての分野で一層の充実を図るため、6つの重点を定めました。

重点の1つ目は「あいさつの励行」であります。おはようございます、こんにちは、さようなら、ありがとうといったあいさつはコミュニケーションの基本であり、あいさつを通して児童生徒の公共心や社会性を醸成していくことは、極めて重要なものであると考えます。また、あいさつを行うことにより、1日が気持ち良く生活できることから、学力向上にも繋がってくるものと考えます。昨年度、小・中学校であいさつ運動を積極的に取組んだ結果、立ち止まり目を見てあいさつができる児童生徒が増えました。本年度も、誰に対しても気持ちが伝わる元気で心のこもったあいさつができるように、「あいさつの励行」を継続してまいります。

重点の2つ目は「確かな学力の向上」であります。変化の激しいこれからの社会で生きる力を育むためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得はもちろんのこと、これに加えて学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質等の力を向上させる必要があります。児童生徒の努力はもとより、教職員個々が学習指導要領の趣旨を十分に理解し指導力を高め、授業に反映していくことや、教育委員会においても側面からサポートしていくことが重要であると考え、小学校における各学年教科単元テスト用ワークブック及び中学校における学力テスト問題用紙にかかる費用負担、更には、小・中学校における日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金の軽減に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査の結果から、組織的な学力・活用的な学力とも向上しておりますが、総合的な底上げが必要と受け止めております。児童生徒数の少ない本町ではありますが、数の少なさを生かしたきめ細やかな指導の充実や地域住民との協働による学びの充実、家庭学習の習慣化、小・中学校における連携を強化した組織づくりなど、学ぶ喜びを広げる取組みを一層強めてまいります。また、義務教育の9年間を通して一貫した教育を行う小中一貫教育の必要性も叫ばれており、児童生徒の交流や地域との協働を効果的に実施していくための小中併置校の可能性や方向性等について調査研究してまいります。

I C T（情報推進技術）の活用につきましては、昨年度、小・中学校に1台ずつ導入した実物投影機を、本年度すべての普通学級に導入し学習環境の充実を図ることといたします。

A L T（外国語指導助手）を活用した小・中学校での外国語教育並びに英会話教室の開催等による異文化学習の推進等の取組みも継続してまいります。また、本年度も引き続き、学力向上支援員を町独自の予算で配置し、複数の教職員が協力して授業を行うT T指導や希望者を対象とした放課後学習会、夏休みや冬休みを活用した学習会において、その日の授業や学期のまとめ学習など一人ではなかなかできない学習を集団で実施し、学ぶ意欲や楽しさを育む取組みを実施してまいります。

学習姿勢や整理整頓も学力向上に繋がるものと考えます。普段から家庭や学校において、背筋を伸ばして正しい姿勢で学習する立腰や勉強道具や身の回りの整理整頓などに心がけるよう、学習規律や学習習慣の定着化に努めてまいります。

本町における特別支援教育は年々充実してきておりますが、様々な教育的配慮が必要な児童生徒がいることも事実であります。そのような状況を的確に把握し、個々の児童生徒に応じた教育を進めていくため、本年度においても特別支援教育支援員の配置をしてまいります。

重点の3つ目は「豊かな心の育成」であります。生きる力を育むためには美しいものに感動し、明るく前向きに生きようとする心、自分を大事にすると同時に他人を思いやる心を成長させることが重要であります。これらの心の成長には、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を充実させていくことが必要であります。そのため、小・中学校における道徳の時間を充実させるとともに、参観日などでの道徳の授業公開や講師として地域人材を積極的に活用するとともに、文部科学省で作成配布する「私たちの道徳」の活用、自然体験やボランティア活動等を促進してまいります。

また、総合的な学習や社会科の授業に本町の基幹産業である農業にかかわる学習を取り入れた地域資源を生かす教育により、豊かな心や社会性・主体性の醸成と郷土を理解し、愛し、発展を願う児童生徒の育成を図ってまいります。

更には、音楽交歓会や学校における文化的諸行事等を通して、豊かな心やコミュニケーション能力を高めていくよう小・中学校での工夫を促してまいります。

生徒指導につきましては、近年全国で痛ましい事件が起こり、大きな社会問題となっているいじめや不登校など問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、新たに「仁木町子どものいじめ防止条例」を制定し、町、教育委員会、学校、保護者、地域及び関係機関等が一体となり、いじめの根絶に向けた取り組みを進めてまいります。

児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー、これは道費でありますけれども、この継続配置について、北海道教育委員会へ要望してまいります。

情報モラル教育につきましては、インターネットやLINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用方法等について、共通で一貫した指導を関係機関、学校、保護者、校種間の連携により進めてまいります。

重点の4つ目は「健やかな体の育成」であります。健康な心と体こそ、確かな学力の基礎であると考えます。銀山小学校及び銀山中学校では、北海道教育委員会が行っている、どさん子元気アップチャレンジに縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、更に多様な運動や競技会等への参加促進に努めてまいります。

文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、総体的に俊敏性や柔軟性に課題が見受けられるため、課題解決に向けた取り組みを小・中学校、スポーツ少年団等との連携を図り進めてまいります。

中学校で行われている武道（剣道）の授業につきましては、地域指導者の協力をいただき進めてまいります。

食に関する指導につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭により、計画的・系統的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。小・中学校においては保健計画に基づく食育の指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、早寝・早起き・朝ごはん運動を一体となって推進していくことが重要であります。そのため、本年度も栄養教諭を中心に、自ら健康管理ができる力を育てていくよう食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさも大切なことと考え、果実の里にふさわしい果物等の地場産品の活用と安全・安心で栄養豊かな給食の提供に引き続き努めてまいります。

食中毒予防・感染症対策につきましては、平成23年に発生した道内での学校給食による食中毒を機に、食中毒防止のための衛生管理の徹底やインフルエンザやノロウイルスなどの感染症予防対策の充実が重要課題となっていることから、積極的な情報収集と適切な情報提供に努め、学校・家庭等と連携した予防対策を進めてまいります。

薬物乱用防止教育につきましては、関係機関と連携した取り組みにより、危険性について積極的に児童生徒に広めてまいります。

健康な歯を守るための対策につきましては、国が提唱している8020運動の一環として、昨年度から小・中学校で実施しておりますフッ化物洗口を本年度も継続してまいります。

重点の5つ目は「信頼される学校づくり」であります。これまでの本町における取組みを更に進めるため、小・中学校の学校評価及び保護者アンケート調査等を実施し、結果や改善の方法等について保護者等に対し、積極的な情報提供と説明責任を果たす取組みの充実が図られるよう努めてまいります。

学校職員評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取組みの促進やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底等、今後一層教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図り、託す安心の広がりをつくり出すことを重点に取組みを進めてまいります。

居心地のよい学舎づくりの推進につきましては、児童生徒が学び生活する学校は安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければなりません。各小・中学校とも築20年以上経過していることから、本年度においても継続的な安全点検と計画的な営繕を実施し、快適な学習環境への整備を図ってまいります。

重点の6つ目は「安全・安心な学校・地域づくり」であります。全国的な防災意識の高まりから、小・中学校における災害対応マニュアルの整備や地震を想定した避難訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機対応能力を育てる指導、交通安全意識の高揚を図る指導・教育の充実に努めてまいります。

子どもの安全を保障する体制につきましては、これまで以上に危機意識を共有し、学校と家庭、関係機関等と連携した指導體制の確立を進めるとともに、迅速な対応を図るため、学校、教育委員会、警察等の関係機関との情報共有を図ってまいります。また、児童生徒の安全な登下校を保障していくためのスクールバス運行や子ども110番協力の家の依頼等、児童生徒を見守る体制づくりを継続してまいります。また、両中学校は、地域防災拠点として位置付けられているため、町と連携を図りながら計画的な施設整備に努めてまいります。以上、学校教育の6つの重点と具体的な取組みの方向について説明いたしました。

続きまして、生涯学習について、ご説明申し上げます。生涯学習につきましては、4つの重点を定めました。

重点の1つ目は「第7期仁木町社会教育中期計画3年次目の事業推進」であります。読書習慣の定着、子どもの体験活動の充実及び活動参画機会の拡充の3つを中心に取組みを進めてまいります。

読書習慣の定着につきましては、早い時期からの取組みが必要であり、本年度も乳幼児健診の機会を活用して6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業と地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を実施してまいります。

子どもの体験活動の充実につきましては、子どもたちに民間企業や町内社会教育関係団体の協力を得て実施する職業体験や各種教室等、1年を通して継続的に様々な体験をさせ、生きる力とふるさと仁木への愛着や誇りを育む子ども体験塾を実施していくとともに、ALTを活用し、就学前の子どもたちを対象とした異文化体験教室を本年度も開催してまいります。

また、仁木町女性のつどい、やすらぎ大学、地区学級及び地域の各種イベント等の活動を支援し、町民の皆様の活動参画機会の拡充を図ってまいります。

重点の2つ目は「文化活動の推進」であります。地域に根ざした文化活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と協力して、舞台芸術に触れ

る機会の拡充に努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、引き続き町内の文化財の調査・保護活動を進め、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるとともに、郷土を愛する心を育むための学習教材として、学校授業での活用を図り、文化財を理解し親しみ、保護していこうとする意識の啓発に努めてまいります。

重点の3つ目は「スポーツ活動の推進・充実」であります。近年、子どもたちの体力・運動の能力の低下や健康増進のためのスポーツが話題となっております。町民皆スポーツを推進していくため、教育委員会ニュース等により、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報等の提供、体育協会・スポーツ少年団・銀山総合型地域スポーツクラブ等の活動支援による各種事業の充実とスポーツ指導者研修会の開催等、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、各種スポーツ団体の協力による少年スポーツ教室の開催等、スポーツ活動を通じた世代間の交流も図ってまいります。

重点の4つ目は「社会教育施設の有効利用」であります。本町の社会教育施設には、仁木町民センターや仁木町民センター図書室等の文化施設と仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場等の体育施設があり、各施設とも町内外から多くの皆様に利用いただいているところであります。仁木町民センターにつきましては、町民の交流の場であり、生涯学習の拠点施設として、また、管内的な集会施設として適切な管理運営に努め、一層の利用拡大に努めてまいります。

仁木町民センター図書室につきましては、北海道立図書館等の指導をいただきながら、引き続き計画的な図書の購入・蔵書の整理を進め、読書環境の整備を図り、子どもからお年寄りまで、町民の皆様が心やすらぐ空間としての学習機能の充実を図るとともに、「行きたい」「読みたい」という欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。また、より多くの町民の皆様にご利用していただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放を継続してまいります。

仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として多くの皆様にご利用いただけるよう適切な管理運営に努めてまいります。

以上、平成27年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。子どもからお年寄りまで、町民の皆様が「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。

町民の皆様が積極的な参画と町議会議員の皆様をはじめ、教育関係機関・団体の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。平成27年度仁木町教育行政執行方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）以上で、『平成27年度仁木町町政執行方針』、『平成27年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時17分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。なお、次回の開催は、明日、3月11日水曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変ご苦勞様でした。

散 会 午後 2時18分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成27年3月10日～3月19日（10日間）

1日目 平成27年3月10日（火曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後2時18分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	H27.3.10	原案可決
議案第2号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	H27.3.10	原案可決
議案第3号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	H27.3.10	原案可決
議案第4号	財産取得の契約締結について	H27.3.10	原案可決